

協定項目	1 8	協議項目	使用料、手数料等の取扱い	関係項目	使用料、手数料、占用料、 住宅家賃	檜山北部 3 町合併協議会資料	
3 町 の 現 況							
区 分	手数料関係 (主なもの)			単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
戸籍	戸籍謄抄本手数料			1 通	450 円	450 円	450 円
	除票戸籍謄抄本手数料			1 通	750 円	750 円	750 円
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料			1 件	350 円	350 円	350 円
	除籍に記載した事項に関する証明手数料			1 件	450 円	450 円	450 円
	届出・申請受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書手数料			1 通	350 円	350 円	350 円
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組又は認知の届出の受理証明手数料			1 通	1,400 円	1,400 円	1,400 円
	届出その他の書類の閲覧手数料			1 件	350 円	350 円	350 円
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料			1 件	200 円	150 円	150 円
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料			1 枚	200 円	150 円	150 円
	住民票の記載事項の証明手数料			1 通	200 円	150 円	150 円
	住民基本台帳カード交付手数料			1 枚	500 円	500 円	500 円
印鑑	印鑑に関する証明手数料			1 枚	300 円	300 円	300 円
	印鑑登録証の交付手数料			1 件	150 円		
	印鑑登録証の再交付手数料			1 件			300 円
税	住宅家屋証明申請手数料			1 件	2,100 円	1,300 円	300 円
	諸税及び公課に関する証明手数料			1 件	300 円	300 円	300 円
	固定資産に関する証明手数料			1 件	300 円	300 円	300 円
	営業に関する証明手数料			1 件	300 円	300 円	300 円
鳥獣保護	鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料			1 件	3,400 円	3,400 円	2,300 円
狂犬病予防	犬の登録手数料			1 件	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	狂犬病予防注射済票交付手数料			1 件	550 円	550 円	550 円
	犬の鑑札の再交付手数料			1 件	1,600 円	1,600 円	1,600 円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料			1 件	340 円	340 円	340 円
船員	雇入契約の公認申請に対する審査手数料			1 件	430 円	430 円	
	船員手帳の交付・書換手数料			1 件	1,900 円	1,950 円	
	船員手帳の訂正手数料			1 件	430 円	430 円	

3 町 の 現 況

区 分	手数料関係（主なもの）	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
地籍調査	国土調査成果根点及び多角点の閲覧に関する手数料	1 点	200 円	150 円	1,000 円
	網図写しの交付に関する手数料	1 枚	1,000 円	450 円	150 円
	地籍簿の閲覧に関する手数料	1 回	200 円	150 円	
	地籍図の閲覧に関する手数料	1 筆	200 円	150 円	
	地籍図写しの交付に関する手数料	1 枚	500 円	450 円	150 円
	細部測量計算簿の閲覧に関する手数料	1 筆	200 円	150 円	
	その他の手数料	1 件	300 円	300 円	150 円
農地	土地現地目の証明に関する手数料（現地調査を要しないもの）	1 筆	300 円	300 円	300 円
	土地現地目の証明に関する手数料（現地調査を要するもの）	1 筆	2,100 円	300 円	300 円
その他	公簿、公文書、図面の閲覧に関する手数料	1 回	150 円	150 円	150 円
	公募、公文書の謄本、抄本又は証明書及び図面の謄写交付手数料	B 4 版以下	200 円	300 円	300 円
		B 4 版以上	450 円	450 円	450 円
	身分に関する証明手数料	1 件	250 円	300 円	250 円
その他の証明手数料	1 件	300 円	300 円	300 円	

（平成 16 年 4 月 1 日現在）

3 町 の 現 況

区 分	占 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
道路用地	電柱	1本/年	770円	800円	770円
	電話柱 本柱	1本/年	690円	720円	690円
	電話柱 供架電柱	本/年	200円		
	送電塔	m <sup>2</sup> /年	600円		600円
	地下埋設物 外形0.1m未満	m/年	70円	30円	71円
	〃 外形0.15m未満	m/年	70円	50円	71円
	〃 外形0.5m以上0.2m未満	m/年	70円	70円	71円
	〃 外形0.2m以上0.4m未満	m/年	140円	140円	140円
	〃 外形0.4m以上1.0m未満	m/年	360円	370円	360円
	〃 外形1.0m以上	m/年	710円	740円	710円
	広告塔・看板類 通年のもの	m <sup>2</sup> /年	1,100円	1,150円	1,100円
	広告塔・看板類 一時的なもの	m <sup>2</sup> /月		110円	
	露店 祭礼、縁日等 一時的に設けるもの	m <sup>2</sup> /日	20円	10円	
	〃 その他のもの	m <sup>2</sup> /月		110円	
	工事関係 板囲、足場、詰所、物置場	m <sup>2</sup> /月	110円	110円	
	家屋、車庫、物置等	m <sup>2</sup> /年	700円		
仮設建築物	m <sup>2</sup> /月	110円			
その他の占用 一時的なもの	m <sup>2</sup> /月	200円	110円	110円	
〃 その他のもの	m <sup>2</sup> /年	2,000円	1,150円	1,100円	
河川用水	発電用水 揚水式発電所以外の発電所 (昭和40年10月1日以降開設又は昭和40年10月1日以降に増設した発電所)	1kw/年	常時理論水力 1,976円 最大理論水力と常時理論水力との差 436円		常時理論水力 1,976円 最大理論水力と常時理論水力との差 988円
	発電用水 揚水式発電所以外の発電所 (上記以外の発電所)	1kw/年	常時理論水力 1,976円 最大理論水力と常時理論水力との差 988円		常時理論水力 1,976円 最大理論水力と常時理論水力との差 988円

3 町 の 現 況

区 分	占 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
河川用水	発電用水 揚水式発電所以外の発電所 (昭和48年4月1日以降に発電を開始した発電所)	1 kw / 年	常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 436 円		常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 988 円
	発電用水 揚水式発電所以外の発電所 (昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所)	1 kw / 年	常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 988 円		常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 988 円
	揚水式発電所	1 kw / 年	常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 436 円		常時理論水力 1,976 円 最大理論水力と常時理論水力との差 988 円
	鉱工業用水	毎秒 0.1 m <sup>3</sup> / 年	342,000 円	359,100 円	342,000 円
	汽かん冷却用水	毎秒 0.1 m <sup>3</sup> / 年	64,000 円	67,200 円	64,000 円
	農産物加工用水	毎秒 0.1 m <sup>3</sup> / 年	32,000 円	33,600 円	32,000 円
	魚族養殖用水	毎秒 0.1 m <sup>3</sup> / 年	95,000 円	99,750 円	95,000 円
	鉱泉水	1 口 / 年	固定資産課税台帳 登録価格 × 0.05	固定資産課税台帳 登録価格 × 0.05	固定資産課税台帳 登録価格 × 0.05
その他の用水	毎秒 0.1 m <sup>3</sup> / 年	64,000 円	67,200 円	64,000 円	
河川用地	鉱泉地	1 口 / 年	固定資産課税台帳 登録価格 × 0.05	固定資産課税台帳登 録価格 × 0.05 × 1.05	類似の土地の価格 × 0.03
	工作物の伴う敷地	1 m <sup>2</sup> / 年	近傍地価格 × 0.05	近傍地価格 × 0.05 × 1.05	近傍地価格 × 0.05
	工作物の伴わない敷地	1 m <sup>2</sup> / 年	近傍地価格 × 0.03	近傍地価格 × 0.03 × 1.05	近傍地価格 × 0.03

3 町 の 現 況

区 分	占 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
河川用地	農耕用敷地	1 m <sup>2</sup> /年	小作料標準額×0.5	小作料標準額×0.5 ×1.05	小作料標準額×0.5
	牧草及び放牧用敷地	1 m <sup>2</sup> /年	近傍畑地小作料標準 額×0.3	近傍畑地小作料標準 額×0.3×1.05	近傍畑地小作料標準 額×0.3
	鉄道及び軌道敷地	1 m <sup>2</sup> /年	70 円		70 円
	漁業及び養殖用水面	1 m <sup>2</sup> /年	15 円		15 円
	けい船その他に係る水面	1 m <sup>2</sup> /年	25 円		25 円
	管の埋設	1 m/年	25 円	20 円	25 円
	電柱	1 本/年	620 円	650 円	620 円
	鉄塔	1 基/年	1,250 円	1,310 円	1,250 円
土砂碎石 その他の河川 産出物採取料	土砂	1 m <sup>3</sup>	130 円	130 円	130 円
	砂	1 m <sup>3</sup>	160 円	160 円	160 円
	切込砂利	1 m <sup>3</sup>	160 円	160 円	160 円
	砂利 ( 栗石含む )	1 m <sup>3</sup>	160 円	160 円	160 円
	玉石	1 m <sup>3</sup>	210 円	220 円	210 円
	転石	1 m <sup>3</sup>	890 円	930 円	890 円
	木竹 木杭	1 束	100 円	100 円	
	" 粗朶	1 束	60 円	60 円	
	" 帯梢	1 束 ( 25 本 )	100 円	100 円	
	" その他	1 m <sup>3</sup>	町長が定める額		
	埋もれ木	1 m <sup>3</sup>	町長が定める額		
	芝草	1 m <sup>2</sup>	50 円	50 円	
	あし、かや、その他雑草	100 kg	70 円	70 円	
	じゅん菜	100 kg	町長が定める額		
	その他の河川産出物			時価	規則で定める額

3 町 の 現 況					
区 分	占 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
漁港用地	建築工作物	1 m <sup>2</sup> /年	固定資産課税台帳 登録価格×0.05	固定資産課税台帳 登録価格×0.05	
	電柱	1 本/年	620 円	620 円	
	管の埋設	1 m/年	25 円	25 円	
	その他の場合	1 m <sup>2</sup> /年	近傍地価格×0.03	近傍地価格×0.03	

(平成16年4月1日現在)

3 町 の 現 況					
区 分	使 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
漁港用地	漁港用地(船舶)	1 m/日	5 円		
	漁港用地(漁船)	1 m/日	1 円		
	漁港用地(その他)	1 m <sup>2</sup> /日	1 円		
港湾施設	漁船、遊魚船、クルーザー等	トン数及び使用 月数・日数に応じ		54 円 ~ 272,000 円	
	ガット船及びフェリー	トン数及び使用 月数・日数に応じ		3,098 円 ~ 1,625,400 円	
	起重機船等	トン数及び使用 月数・日数に応じ		42 円 ~ 998,204 円	
	荷捌地及び野積場(一般使用)	1 m <sup>2</sup> /日		40 銭	
	" (占用使用)	1 m <sup>2</sup> /日		50 銭	
	" (目的外使用)	1 m <sup>2</sup> /日		8 円 00 銭	
	船舶修理施設用地	1 m <sup>2</sup> /月		19 円 60 銭	
	一般使用駐車場(乗用車)	利用時間・日数 に応じ		100 円 ~ 4,500 円	
	" (中型車)	利用時間・日数 に応じ		200 円 ~ 5,600 円	
" (大型車)	利用時間・日数 に応じ		300 円 ~ 9,000 円		

3 町 の 現 況

区 分	使 用 料(主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
港湾施設	船舶保管施設(プレージャーボート)	月・年/区画		月額3,600円 年額36,000円	
	船舶保管修理施設(プレージャーボート)	月・年/区画		区画区分、船舶の長さ、利用期間に応じ 月額2,000円 ~3,600円 年額20,000円 ~36,000円	
墓地	都第1共同墓地	6㎡以下	10,000円		
	都第2共同墓地	6㎡以下	10,000円		
	貝取澗共同墓地	7.44㎡以下	5,000円		
	西方霊苑(使用料)	6㎡/区画		43,000円	
	"(使用料)	8㎡/区画		58,000円	
	"(使用料)	10㎡/区画		73,000円	
	"(使用料)	6㎡/区画		6,000円	
	"(管理料)	8㎡/区画		8,000円	
	"(管理料)	10㎡/区画		10,000円	
	"(管理料)	3.3㎡につき		500円	
	島歌墓地	3.3㎡につき		500円	
	美谷墓地	3.3㎡につき		500円	
須築墓地	3.3㎡につき		500円		
霊園	狩場霊園(使用料)	6㎡/区画		100,000円	100,000円
	"( " )	9㎡/区画		150,000円	150,000円
	"( " )	12㎡/区画		200,000円	200,000円
	"(管理料)	6㎡/区画		30,000円	30,000円
	"( " )	9㎡/区画		45,000円	45,000円
	"( " )	12㎡/区画		60,000円	60,000円

3 町 の 現 況					
区 分	使 用 料 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
火葬場	死胎	1 体	4,000 円		
	16 歳未満	1 体	9,000 円	10,000 円	10,000 円
	16 歳以上	1 体	13,000 円	20,000 円	20,000 円
	胞衣		4,000 円	3,000 円	3,000 円
	死産、肢体の一部		4,000 円	5,000 円	5,000 円
	改葬	1 体		5,000 円	5,000 円

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

3 町 の 現 況 (主なもの)										
大 成 町			瀬 棚 町				北 檜 山 町			
大成町民センター			瀬棚町町民センター				北檜山町農村環境改善センター			
区 分	昼間	夜間	区 分	昼間	夜間	加算料金		室 名	基本料金	加算料金
大ホール	1,660 円	2,220 円	大集会室	920 円	1,160 円	暖房料	プロパンガス料	多目的ホール	7,260 円	1 使用時間が4時間を超える場合は、超過料金として、1時間ごとに基本料金の25%を加算する。 2 燃料費及び電気料については、実費を徴収するものとし、その額は規則で定める。 3 営利を目的とする使用料については、基本料金及び超過料金の200%を加算する。
会議室	880 円	1,110 円	技術研修室	230 円	350 円	各室使用料の合算額に30%を加算	調理実習室	960 円		
青少年研修室	550 円	660 円	教養娯楽室	230 円	350 円		調理実習室	960 円		
能力開発研修室	330 円	550 円	視聴覚室	120 円	170 円		控室	360 円		
老人室	330 円	440 円	相談室	120 円	170 円		実習室	960 円		
母子室兼婦人研修室	330 円	440 円	調理実習室	230 円	350 円		研修室1	480 円		
調理実習室	770 円	990 円				研修室2	480 円			
備考	1 使用料は1時間単価とする。 2 昼間とは午前9時から午後5時までとし、夜間は午後5時以降午後9時までとする。 3 1時間未満の端数は1時間とみなして計算する。 4 特設電灯等常設以外の臨時設備を施した場合はその実費を徴収する。 5 消費税は、内税とする。		備考	1 使用料は1時間単価とする。 2 昼間は、午前9時から午後5時まで、夜間は、午後5時から午後10時までとする。 3 使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。 4 備付け施設以外の電気器具等を使用したときは、使用室料の30%を加算する。 5 営業を目的として使用する場合は、使用料の1.5倍とする。				健康相談室	480 円	
								視聴覚研修室	1,210 円	
								備考	1 基本料金は、使用時間4時間までとする。 2 使用時間は、準備及び原状回復時間を含む。 3 使用料として算出した金額に10円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。	

3 町 の 現 況 ( 主 な も の )

大 成 町

瀬 棚 町

北 檜 山 町

大成町児童館

区 分	昼間	夜間
遊戯室兼集会室	160 円	220 円
研修室 ( 作 法 室 )	110 円	160 円
研修室 ( 音 楽 室 )	110 円	160 円
研修室 ( 図 書 室 )	110 円	160 円
相談室	110 円	160 円
調理室	110 円	160 円
備考	1 使用料は 1 時間単価とする。 2 昼間とは午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間は午後 5 時以降午後 9 時までとする。 3 暖房用及びその他の燃料は、その実費を徴収する。 4 1 時間未満の端数は、1 時間とみなして計算する。 5 特設電灯等、常設以外の電力を使用する場合は、その実費を徴収する。 6 消費税は、内税とする。	

瀬棚町児童館

区 分	昼間	夜間	加算料金
集会室	240 円	290 円	・暖房料 各室使用料の合算額に 30%を加算
研修室	80 円	100 円	
静養室	80 円	100 円	
調理実習室	130 円	100 円	
備考	1 使用料は 1 時間単価とする。 2 昼間は、午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は、午後 5 時から午後 10 時までとする。 3 同時に 2 室以上を使用するときは、それぞれの使用料及び加算料金を合算した額とする。 4 使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。 5 備付け施設以外の電気器具等を使用したときは、使用料室の 30%を加算する。 6 営業を目的として使用する場合は、使用料の 1.5 倍とする。		

北檜山町立児童館

室 名	基本料金	加算料金
遊戯室兼集会場	960 円	1 使用時間が 4 時間を超える場合は、超過料金として 1 時間ごとに基本料金の 25%を加算する。 2 燃料費及び電気料については、実費を徴収するものとし、その額は規則で定める。 3 営利を目的とする使用については、基本料金及び超過料金の 200%を加算する。
研修室	720 円	
調理室	480 円	
備考	1 基本料金は、使用時間 4 時間までとする。 2 使用時間には、準備及び現状回復時間を含む。 3 使用料として算出した金額に 10 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。	

3 町 の 現 況 ( 主 な も の )

大 成 町

大成町生活館

区 分	昼間	夜間
研修室及び集会室	160 円	220 円
研修室	110 円	160 円
調理室	110 円	160 円

備考

- 1 使用料は 1 時間単価とする。
- 2 昼間とは午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 夜間とは、午後 5 時から、午後 9 時までとする。
- 4 暖房用及びその他の燃料は、その実費を徴収する。
- 5 1 時間未満の端数は、1 時間とみなして計算する。
- 6 特設電灯等、常設以外の電力を使用する場合は、その実費を徴収する。
- 7 消費税は、内税とする。

大成町立振興会館

区 分	昼間	夜間
集会室	160 円	220 円
研修室	110 円	160 円
調理室	110 円	160 円

備考

- 1 使用料は 1 時間単価とする。
- 2 昼間とは午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 夜間とは、午後 5 時から、午後 9 時までとする。
- 4 暖房用及びその他の燃料は、その実費を徴収する。
- 5 1 時間未満の端数は、1 時間とみなして計算する。
- 6 特設電灯等、常設以外の電力を使用する場合は、その実費を徴収する。
- 7 消費税は、内税とする。

瀬 棚 町

瀬棚町生活館

使用料	1 時間につき 4 6 0 円
-----	-----------------

瀬棚町生活改善センター

使用料	1 時間につき 5 2 0 円
-----	-----------------

瀬棚町へき地保健福祉館

使用料	1 時間につき 4 6 0 円
-----	-----------------

瀬棚町大里コミュニティセンター

使用料	加算額
1 時間 330 円	1 暖房料は、使用料の 30 パーセント 2 プロパンガス料は、使用料の 30 パーセント

備考

- 1 使用料は、午前 9 時から午後 10 時までとする。
- 2 使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。

瀬棚町総合福祉センターやすらぎ館

区分	入浴料金		
	一回券	回数券	備 考
大 人	350 円	3,500 円	12 歳以上の者
中 人	140 円	1,400 円	6 歳以上 12 歳未満の者
小 人	70 円	700 円	3 歳以上 6 歳未満の者
高齢者	250 円	2,500 円	70 歳以上の者

北 檜 山 町

北檜山町立自治会館

室 名	基本料金	加算料金
集会室	720 円	1 使用時間が 4 時間を超える場合は、超過料金として 1 時間ごとに基本料金の 25% を加算する。 2 燃料費及び電気料については、実費を徴収するものとし、その額は規則で定める。 3 営利を目的とする使用については、基本料金及び超過料金の 200% を加算する。

備考

- 1 基本料金は、使用時間 4 時間までとする。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復時間を含む。
- 3 使用料として算出した金額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

北檜山町立へき地保健福祉館

室 名	基本料金	加算料金
保育室兼集会室	720 円	上記北檜山町立自治会館と同じ
研修室	480 円	
調理室	240 円	
備考	上記北檜山町立自治会館と同じ	

3 町 の 現 況 ( 主 な も の )

大 成 町

大成町観光交流体験施設

区 分	昼間	夜間
イベント広場	1 時間 160 円	1 時間 220 円
野外劇場	1 時間 330 円	1 時間 440 円
温水シャワー	1 回 ( 3 分間 ) 100 円	
備考		
1 昼間とは午前 9 時から午後 5 時までとし、夜間は午後 5 時以降午後 9 時までとする、		
2 1 時間未満の端数は、1 時間とみなして計算する。		
3 イベント広場及び野外劇場とも使用する場合には、それぞれの使用料を合算した額とする。		
4 特設電灯等常設以外の臨時設備を施した場合はその実費を徴収する。		
5 消費税は、内税とする。		

大成町野営場

区 分		使用料	
		単 位	金 額
入場料	小中学生	1 人 / 日	110 円
	高校生以上	1 人 / 日	220 円
キャンプ場	持込みテント	1~2 人用	1 張 220 円
		3~5 人用	1 張 550 円
		6 人用以上	1 張 670 円
	タープ	1 張 500 円	

瀬 棚 町

瀬棚町総合福祉センターやすらぎ館

区 分	使用料(一時間)		加算料金	
	昼間	夜間	暖房料	プロパンガス料
大広間	190 円	230 円	各室使用料の合算額に 30% を加算	調理室使用料の 30% を加算
中広間	130 円	160 円		
研修室	220 円	260 円		
調理室	160 円	190 円		
備考				
1 昼間は、午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は、午後 5 時から午後 10 時までとする。				
2 同時に 2 室以上を使用するときは、それぞれの使用料及び加算料金を合算した額とする。				
3 使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間に含めるものとする。				
4 備付施設以外の電気器具等を使用したときは、使用室料の 30% を加算する。				
5 営業を目的として使用する場合は、使用料の 1.5 倍とする。				

瀬棚町三本杉海水浴場休憩所

使用料	休憩所	無料
シャワー	1 回につき	100 円

瀬棚町 B & G 海洋センター体育館・第 2 体育館

区 分	使用料 ( 1 人 )		期間使用料 6 ヶ月
	昼間	夜間	
一般	100 円	70 円	690 円
高校生	80 円	60 円	580 円
小中学生	60 円	40 円	350 円

北 檜 山 町

北檜山町民いこいの家

適用区分	使用料
大人 ( 12 歳以上の者 )	300 円
中人 ( 6 歳以上 12 歳未満の者 )	140 円
小人 ( 3 歳以上 6 歳未満の者 )	70 円
回数券 ( 大人のみ 11 回券 )	3,000 円
ただし、介護を必要とする身体障害者については、付添人を含めた使用料とする。	

北檜山町グリーンパーク

使用区分	使用料		摘 要
	単 位	金 額	
パルクール場	1 ラウンド用	100 円	中学生以下
		100 円	70 歳以上
		300 円	高校生以上
	12 ラウンド用	3,000 円	回数券
	一日用	200 円	中学生以下
		200 円	70 歳以上
600 円		高校生以上	
クラブ、ホール 1 組	貸出 200 円	1 ラウンド	
	貸出 400 円	1 日	

北檜山町民野球場

施設の名称	夜間照明使用料		備 考
	単 位	金 額	
野球場	30 分につき	550 円	照明灯には、コインを用い 1 枚 550 円とする。

3 町 の 現 況 ( 主 な も の )

大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町																						
<p>大成町野営場</p> <p>備考</p> <p>1 入場料 入場者 1 人につき 5 歳以下免除する。 団体割引 ( 10 人以上 ) 小中学生 1 人 1 日 80 円 高校生以上 1 人 1 日 160 円</p> <p>2 キャンプ場 午後 3 時 ~ 午前 10 時</p>	<p>瀬棚町 B &amp; G 海洋センター体育館・第 2 体育館</p> <p>備考</p> <p>1 昼間は、午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は、午後 5 時から午後 9 時までとする。</p> <p>2 準備及び後始末に要する時間は、使用時間を含めるものとする。</p> <p>3 備付け設備以外の電気器具を使用したときは、30% を加算する。</p>	<p>北檜山町民体育館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td>利用区分に応じ</td> </tr> <tr> <td>午前 2,420 円 ~ 44,800 円</td> </tr> <tr> <td>午後 3,630 円 ~ 62,900 円</td> </tr> <tr> <td>夜間 4,840 円 ~ 90,800 円</td> </tr> <tr> <td>全日 9,680 円 ~ 181,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小体育室</td> <td>午前 600 円 午後 960 円</td> </tr> <tr> <td>夜間 1,210 円 全日 2,540 円</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミーティング室</td> <td>午前 360 円 午後 480 円</td> </tr> <tr> <td>夜間 600 円 全日 1,210 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 2 以上及び時間にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>2 時間区分を超えて使用した場合は、超過時間区分につき、許可の受けた時間区分の次の時間区分の欄に掲げる額の 30% に相当する額を使用料として追加する。</p> <p>3 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p> <p>4 暖房を使用したときは、体育室使用の場合にあっては使用料の 20% に、小体育室及びミーティング室の使用の場合にあっては 30% に相当する額を徴収する。</p> <p>5 特別設備等により電気料等が通常使用の場合を超えるときは、その実費を徴収する。</p> <p>6 使用料として算出した金額に 10 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。</p>	区 分	使 用 料	体育館	利用区分に応じ	午前 2,420 円 ~ 44,800 円	午後 3,630 円 ~ 62,900 円	夜間 4,840 円 ~ 90,800 円	全日 9,680 円 ~ 181,600 円	小体育室	午前 600 円 午後 960 円	夜間 1,210 円 全日 2,540 円	ミーティング室	ミーティング室	午前 360 円 午後 480 円	夜間 600 円 全日 1,210 円							
区 分	使 用 料																							
体育館	利用区分に応じ																							
	午前 2,420 円 ~ 44,800 円																							
	午後 3,630 円 ~ 62,900 円																							
	夜間 4,840 円 ~ 90,800 円																							
全日 9,680 円 ~ 181,600 円																								
小体育室	午前 600 円 午後 960 円																							
	夜間 1,210 円 全日 2,540 円																							
	ミーティング室																							
ミーティング室	午前 360 円 午後 480 円																							
	夜間 600 円 全日 1,210 円																							
<p>大成町農村広場施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">夜間照明料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 時間</td> <td>1,050 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 消費税は内税とする。</p>	夜間照明料		1 時間	1,050 円	<p>瀬棚町 B &amp; G 海洋センター艇庫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用船艇類</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">船艇使用料</td> <td>カヌー・ボート・ヨット・セーリング</td> <td>2 時間まで 1 人 300 円</td> </tr> <tr> <td>水上モーターバイク</td> <td>1 人 1 回 500 円</td> </tr> <tr> <td>ジェットボート</td> <td>1 人 1 回 300 円</td> </tr> <tr> <td>シャワー使用料</td> <td></td> <td>1 人 1 回 200 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用船艇類	使用料	船艇使用料	カヌー・ボート・ヨット・セーリング	2 時間まで 1 人 300 円	水上モーターバイク	1 人 1 回 500 円	ジェットボート	1 人 1 回 300 円	シャワー使用料		1 人 1 回 200 円						
夜間照明料																								
1 時間	1,050 円																							
区分	使用船艇類	使用料																						
船艇使用料	カヌー・ボート・ヨット・セーリング	2 時間まで 1 人 300 円																						
	水上モーターバイク	1 人 1 回 500 円																						
	ジェットボート	1 人 1 回 300 円																						
シャワー使用料		1 人 1 回 200 円																						
<p>大成町青少年会館</p> <p>使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>1 台当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>110 円</td> <td>160 円</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>140 円</td> <td>180 円</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>160 円</td> <td>220 円</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 昼間とは、午前 9 時から午後 5 時までとする。 夜間とは、午後 5 時から午後 9 時までとする。</p> <p>2 葬祭などで使用する場合は、全館単位で徴収する。</p> <p>3 1 時間未満の端数は 1 時間とみなして計算する。</p> <p>4 特設電灯等、常設以外の電力を使用する場合は、その実費を徴収する。</p> <p>5 消費税は内税とする。</p>	区分	昼間	夜間	1 台当たり	研修室	110 円	160 円	100 円	集会室	140 円	180 円	100 円	体育室	160 円	220 円	300 円	<p>瀬棚町三杉球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 時間当たり</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間照明 使用料</td> <td>2,100 円</td> <td>使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 時間当たり	備 考	夜間照明 使用料	2,100 円	使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。	
区分	昼間	夜間	1 台当たり																					
研修室	110 円	160 円	100 円																					
集会室	140 円	180 円	100 円																					
体育室	160 円	220 円	300 円																					
区 分	1 時間当たり	備 考																						
夜間照明 使用料	2,100 円	使用準備及び後始末のために要する時間は、使用時間を含めるものとする。																						

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

3 町 の 現 況

区 分	家 賃 等 (主なもの)	単 位	大成町	瀬棚町	北檜山町
町営住宅	家賃 1LDK	月額	所得区分に応じ 15,800円 ～ 46,000円		所得区分に応じ 17,900円 ～ 29,600円
	" 2LDK	月額	所得区分に応じ 20,100円 ～ 58,500円	所得区分に応じ 19,300円 ～ 56,200円	所得区分に応じ 23,700円 ～ 39,300円
	" 3LDK	月額	所得区分に応じ 22,700円 ～ 65,900円	所得区分に応じ 23,300円 ～ 67,700円	所得区分に応じ 29,300円 ～ 48,400円
特定公共賃貸住宅	家賃 1LDK	月額	所得区分に応じ 16,000円 ～ 46,000円		
	" 2LDK	月額	所得区分に応じ 22,700円 ～ 65,900円		所得区分に応じ 40,000円 ～ 50,000円
	" 3LDK	月額	所得区分に応じ 24,300円 ～ 70,600円		所得区分に応じ 50,000円 ～ 60,000円
その他住宅使用料等	敷金	入居時	家賃の2ヶ月分		家賃の2ヶ月分以内
	浄化槽使用料	月額	1,000円	1,000円	
	駐車場料金	月額	600円	1,000円	1,000円

(平成16年4月1日現在)

## 関 係 法 令

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4

1～3 （略）

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

### 調整の内容（例示）

協議事項	使用料、手数料等の取扱い	関係項目	使用料、手数料、占用料、住宅家賃
	<p>使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し「負担公平の原則」により、合併時に統一する。</li> <li>2．占用料については、合併時に統一する。ただし、合併期日前までの間に許可されたものについては、当該期間満了日まで占用料は旧町の例による。</li> <li>3．町営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。</li> <li>4．各種施設の使用料及び入浴料金については、原則として現行のとおりとする。</li> </ol>		

使用料、手数料等の取扱いで協議する以外のもの

- （ 1 ） 上下水道・簡易水道・集落排水施設の使用料及び手数料（協定項目 21-3 上下水道事業）
- （ 2 ） 小・中・高等学校の給食費（協定項目 21-6 教育事業）
- （ 3 ） 町立高等学校の入学料、授業料等（協定項目 21-6 教育事業）
- （ 4 ） 幼稚園・保育所の保育料（協定項目 21-7 福祉・保育・保健衛生事業）
- （ 5 ） 病院、診療所の使用料及び手数料（協定項目 21-9 病院及び診療所事業）

## 先進事例（調整の内容）

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態	使用料・手数料の取扱い
平成 11 年 4 月 1 日	兵庫県篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設	<p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園保育園料については、西紀町及び今田町の例による。</li> <li>2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。</li> <li>3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。</li> <li>4 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。</li> </ol>
平成 13 年 1 月 21 日	東京都西東京市	田無市、保谷市	新設	<p>2市で差異のある使用料、手数料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設使用料及び公園使用（占有）料については、田無市の例による。</li> <li>2 清掃手数料については、現行単価を基準として統一を図る。</li> <li>3 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。</li> <li>4 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。</li> <li>5 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</li> </ol>
平成 15 年 4 月 1 日	宮城県加美町	中新田町、小野田町、宮城町	新設	<p>新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金の在り方について検討し、新町において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園保育園は現行のとおりとするが、常時預かり保育料及び一時預かり保育料については、保育所保育料と調整の上、合併時までに調整し、定める。</li> <li>(2) 美術館、資料館等の文化施設及びその他特定目的のための施設使用料については、現行のとおりとする。</li> <li>(3) 公民館、会館、ホール及びコミュニティセンター等の集会施設、体育館及び運動場等の社会体育施設、福祉センター等の福祉関係施設、公園及びその他の施設使用料については、当面、現行のとおりとし、2年以内に可能な調整を行う。</li> <li>(4) 身体障害者サービス利用料及びホームヘルプサービス事業については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整し、統一する。</li> <li>(5) 町営住宅家賃については、現行のとおり算出する。</li> <li>(6) 道路占用料については、合併時に、道路法施行令で定める額に統一する。</li> <li>(7) 窓口手数料は基本的に現行のとおりとする。一部相違がある点は合併時に統一する。</li> </ol>